

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第88号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
(総務部の分課等及びその分掌事務)	(総務部の分課等及びその分掌事務)														
第7条 [略]	第7条 [略]														
2～4 [略]	2～4 [略]														
5 法務学事課の分掌事務は、次のとおりとする。 [略] 私学・情報公開担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査等 に関すること。 (4)～(11) [略] (12) 私立学校審議会、情報公開審査会、個人情報保護審査 会及び個人情報保護審議会に関すること。 [略]	5 法務学事課の分掌事務は、次のとおりとする。 [略] 私学・情報公開担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) いじめ防止対策推進法 <u>(平成25年法律第71号)</u> に基づ く重大事態に係る調査等に関すること。 (4)～(11) [略] (12) 私立学校審議会、 <u>いじめ再調査委員会</u> 、情報公開審査 会、個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会に関する こと。 [略]														
6・7 [略]	6・7 [略]														
8 総合防災室の分掌事務は、次のとおりとする。 防災危機管理担当の分掌事務 (1)～(7) [略] (8) 災害救助法の適用に関すること。 (9)～(17) [略] [略]	8 総合防災室の分掌事務は、次のとおりとする。 防災危機管理担当の分掌事務 (1)～(7) [略] (8) 災害救助法 <u>(平成22年法律第118号)</u> の適用に関する こと。 (9)～(17) [略] [略]														
9・10 [略]	9・10 [略]														
別表第11 附属機関（第77条関係） [略] 条例によるもの	別表第11 附属機関（第77条関係） [略] 条例によるもの														
<table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県特別職報酬等審議会</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名 称	所掌事務	[略]		岩手県特別職報酬等審議会	[略]	<table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県特別職報酬等審議会</td><td>[略]</td></tr><tr><td>岩手県いじめ再調査委員会</td><td>岩手県いじめ再調査委員 会条例（平成27年岩手県条 例第63号）第1条の規定に より、いじめ防止対策推進</td></tr></tbody></table>	名 称	所掌事務	[略]		岩手県特別職報酬等審議会	[略]	岩手県いじめ再調査委員会	岩手県いじめ再調査委員 会条例（平成27年岩手県条 例第63号）第1条の規定に より、いじめ防止対策推進
名 称	所掌事務														
[略]															
岩手県特別職報酬等審議会	[略]														
名 称	所掌事務														
[略]															
岩手県特別職報酬等審議会	[略]														
岩手県いじめ再調査委員会	岩手県いじめ再調査委員 会条例（平成27年岩手県条 例第63号）第1条の規定に より、いじめ防止対策推進														

			法第30条第2項及び第31条 第2項の規定に基づき同法 第28条第1項の規定による 調査の結果について調査を 行うこと。
岩手県情報公開審査会	[略]	岩手県情報公開審査会	[略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。